

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の公布による。

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

立川市実費弁償条例（昭和38年立川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定による実費弁償並びに固定資産評価審査委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審議会の求めに応じ出頭した者に対する<u>実費弁償について必要な事項</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対し、これを行う。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(3)の2 <u>地方自治法第115条の2第2項</u>（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会又は議会の委員会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(4)及び(5) ……略……</p> <p>(6) <u>農業委員会等に関する法律第35条第1項</u>の規定により、農業委員会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(7)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定による実費弁償並びに固定資産評価審査委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審議会の求めに応じ出頭した者に対して<u>実費弁償をする</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対し、これを行う。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(3)の2 第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会又は議会の委員会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(4)及び(5) ……略……</p> <p>(6) <u>農業委員会等に関する法律第29条第1項</u>の規定により、農業委員会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(7)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。